

技能講習

木造建築物の組立て等作業主任者



1日目 10:00 ▶ 18:00

2日目 9:15 ▶ 17:15

知ってましたか？

労働安全衛生関係法令では、木建工事の要であるこの大工職を中心に行われる「軒の高さ5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付け作業」について、木造建築物組立て等作業を指揮する作業主任者（木建作業主任者）の選任を義務付けており、木建作業主任者の選任にあたっては「木造建築物組立て等作業主任者技能講習」を修了したのから選ぶこととなっています。



場所

島根県立男女共同参画センターあすてらす
大田市大田町大田イ236-4 TEL:0854-84-5500

内容

木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識、工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識、作業者に対する教育等に関する知識、関係法令など

定員

先着40名

費用

組合員 11,000円(税込、教材費含む)
非組合員 11,000円(税込、教材費含む)

締切

2024年9月27日(金)
専用受講申込書を所属組合又は島根建連へご提出ください。

お問合せ先

所属組合または(一社)島根県建築組合連合会

開催要項は
こちらから

